

三重県においては国からの通知を受け、本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、県立学校で臨時休業を実施するとともに公立学校を管轄する市町村教育委員会や私立学校にも同様の要請を行なうことが発表されました。

県内の学校で臨時休業が実施されますと、保育を必要とする子どもの保護者である従業員の方々が、休暇や短時間勤務といった対応を取らざるを得ない場合が想定されます。

このことについて、三重県知事より、「従業員の休暇取得や短時間勤務、時差出勤、適切な業務分担など柔軟な勤務が可能となるようご配慮」について要請がありましたので、会員企業の方々におかれましては主旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。